

介護業界専門の社労士が伝える2019年働き方改革セミナー

働き方改革法改正と助成金活用セミナー

～介護事業所特有の課題をクリアするために～

2019年4月より施行された「働き方改革」への対応を「介護福祉特有の課題」と共に対処していかなければなりません。人材確保がますます厳しくなる中、「働き方改革」への対応は求職者から選ばれる職場の最低条件であり、スタッフの退職防止へとつながります。

今回のセミナーでは、注目すべき「働き方改革」への対応策に加えて、助成金、ICTも活用しながら、「働き方改革」をチャンスに変え、人材が集まる職場をつくるポイントを解説いたします。

働き方改革と有給休暇の取得義務化のポイント

村田社会保険
労務士事務所



社会保険労務士
村田 晃一 氏
(むらた こういち)

介護事業所特化社労士として、職員の採用・定着から職場環境の整備までのサポートサービスを提供している。

①働き方改革と有給休暇の取得義務化

- ▼4月からの法改正「有給休暇取得義務化」の解説と事前対応策
- ▼年間5日間の有給休暇義務化→未取得者がいる場合は30万円の罰金
- ▼介護事業所の働き方改革

②今年度活用する助成金はこれだ

- ▼両立支援等助成金（出生時両立支援コース・育児休業等支援コース）
- ▼キャリアアップ助成金（正社員化コース）
- ▼時間外労働等改善助成金（勤務間インターバル導入コース）
- ▼人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）

③ICTを活用して介護サービスの質と生産性の向上を図る

- ▼介護記録のICT化により事務作業効率UP&コスト削減
- ▼リアルタイムな情報共有によって働き方が変わる

講演：株式会社アルバス 高田取締役

日時

2019年6月14日(金) 13:30~16:30 (開場 13:00~)

会場

セントワークス株式会社 大阪オフィス
大阪府大阪市北区芝田1丁目14-8 梅田北プレイス5F
【梅田駅より徒歩5分・大阪駅より徒歩10分】

参加費

無料!!

定員

先着20名様

セミナー申し込み

お申込締め切り:2019年6月12日(水)

御社名		参加者名	
ご住所	〒	役職	
電話番号		FAX	
メールアドレス	@	今後の案内	<input type="checkbox"/> 不要 ()

※参加費のお支払は振込でお願いしております。お申込み頂いた方に振込先を郵送でご連絡いたします。※皆様から頂いた個人情報については、セミナー開催の関連業務に使用させていただきます。※頂いた個人情報の項目についてはセミナーの運営、今後の営業活動のため利用させていただきます。その他の第三者への提供はありません。※氏名等個人情報の記載は任意です。但し、記載のない場合は開催内容の変更等の情報を連絡出来ないことがあります。※弊社個人情報保護管理者：総務ソリューション部ビジネスサービス担当課長

FAX : 03-5542-8137 (セントワークス(株) 営業部行)

【問合せ】 セントケア・グループ/セントワークス(株)営業部 <http://www.saint-works.com> tel : 03-5542-8097